

千葉県債権管理条例

令和五年三月十七日

条例第一号

千葉県債権管理条例

(目的)

第一条 この条例は、県の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、その管理の一層の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 県の債権 金銭の給付を目的とする県の権利（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十条第四項第一号及び第三号から第八号までに掲げる債権を除く。）をいう。
- 二 非強制徴収債権 県の債権のうち、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する分担金等に係る債権以外のものをいう。

(法令等との関係)

第三条 県の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(知事等の責務)

第四条 知事及び地方公営企業の管理者（以下「知事等」という。）は、法令及び条例の定めるところにより、県の債権を適正に管理し、これに係る収入を厳正に確保しなければならない。

(体制の整備)

第五条 知事等は、県の債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、その管理の適正化を図るために必要な体制を整備しなければならない。

(管理の原則)

第六条 県の債権の管理に関する事務は、当該県の債権の発生原因及び内容に応じて、財政上最も県の利益に適合するように処理しなければならない。

(督促等)

第七条 知事等は、県の債権について、地方自治法その他の法令の定めるところにより、その督促、滞納処分、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

(滞納処分の執行の停止等)

第八条 知事等は、県の債権について、地方自治法その他の法令の定めるところにより、必要に応じて、その滞納処分の執行の停止、徴収停止若しくは履行期限の延長又は当該県の債権に係る債務の免除をするものとする。

(放棄)

第九条 知事等は、非強制徴収債権について次の各号（時効による消滅について時効の援用を要しないものにあつては、第一号を除く。）のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収債権及びその履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権を放棄することができる。

- 一 消滅時効が完成したとき（債務者が当該消滅時効の利益を放棄することが見込まれる特別の事情があるときを除く。）。
- 二 債務者が死亡した場合において、その相続人のあることが明らかでなく、かつ、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける県の債権（地方自治法

第二百四十条第四項第一号及び第三号から第八号までに掲げる債権を含む。) 及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

三 法人である債務者について、破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百十六条第一項又は第二百十七条第一項の規定による破産手続廃止の決定が確定したとき。

四 破産法第二百五十三条第一項その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたとき。

五 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十一条の五の規定による措置をとった日から三年を経過した後において、なお、同条に規定する場合に該当するとき。

2 知事等が前項の規定による放棄をしたときは、知事は、速やかにこれを議会に報告しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。